

令和7年3月27日（木）

次 第

[公開]

1 令和6年度第2回広島市いじめ防止対策推進審議会

開 会

(1) 令和6年度のいじめ防止等の取組状況について(報告)

(2) 令和7年度の取組の方向性について

(3) その他

閉 会

令和6年度 第2回
広島市いじめ防止対策推進審議会配席表

間瀬 茂夫 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授		寺本 佳代 広島弁護士会 弁護士	
森川 早苗 広島県臨床心理士会 臨床心理士			清水 克之 広島県社会福祉士会 社会福祉士
花本 浩 元広島県警察本部 生活安全部長			

(事務局)

広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について（報告）

1 令和6年度の成果（実績）と課題について

(1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進

ア 教職員研修

令和4年3月に配付した学校・教員向けの指導資料「一認め支え合う学級の実現に向けて―支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」と、令和5年度及び令和6年度に配付した同ハンドブック別冊「学校実践編」、「学校実践編Ⅱ」の内容を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする集中研修で扱った。

また、各学校の生徒指導主事と教育相談・支援主任の共通理解を図り、「チーム学校」による生徒指導を一層推進していけるよう、個別に行っていた研修の1つを合同研修とし、各学校の課題や取組等について、生徒指導主事と教育相談・支援主任それぞれの立場で、意見交換を行う場をもった。

イ 学校等への周知

支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組においては、保護者や地域の理解・協力が不可欠であることから、いじめ問題対策連絡協議会が作成した啓発動画「子どもの笑顔のために～いじめとはどんなもの？～」(別添資料①参照)のURL等を各校のホームページに掲載する等、活用を呼びかけた。

また、年度末には、支持的風土の醸成された学級づくりに向けたハンドブック別冊「学校実践編Ⅲ」を作成し、全小・中学校に周知した(別添資料②参照)。「学校実践編Ⅲ」では、学級・学校の支持的風土を醸成するために各学校が実践している「道德教育」と関連した取組や、「児童会・生徒会活動」についての好事例を掲載している。具体的には、小学校の事例として、学校経営の重点に「思いやりの心の育成」と「保護者・地域との連携」を挙げ、年間を通じて児童一人一人に思いやりについて考えさせるとともに、児童、教職員、保護者、地域住民等が参加する音楽会を開催し、それぞれの代表者が思いやりについて発表する機会を設けるなど、地域と連携して思いやりの心を育む取組や、中学校の事例として、自尊感情の低い生徒がいるという課題に対し「自尊感情・道德性の醸成」を目標に掲げ、生徒が学級の仲間のよさをカードに記入し、共有する活動を通じて自身や学級のよさに気づき、認め合う機会を設定するなど、生徒が主体的に活動する中で支持的風土を醸成していく取組などを掲載している。

ウ 児童生徒への指導

ライフスキル教育については、児童生徒の実態に合わせて内容を工夫している学校や、小・中学校が連携して9年間を見通した年間計画を作成し計画的に実施している学校等の好事例を収集し、いじめ対策推進教諭の定期訪問や、生徒指導主事、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を通して周知した。

MLB教育については、今年度、全ての小・中・高等学校で実施することができた。また、小・中学校の指導案については、これまでの実践を踏まえて、児童生徒に提示する資料の追加やスクールカウンセラーの説明内容等の改訂を行った。

エ 今後の課題

いじめの被害を受けた児童生徒の中には、いじめ行為が止んだ後も心の回復ができずに休みがちになったり、転出したりする児童生徒も少なくないことから、より一層、支持的風土の醸成された学

級づくりに係る取組の充実と、児童生徒の発達段階等の実態に応じたライフスキル教育の充実が必要である。また、MLB教育については、高等学校での全校実施により明らかになった課題等を踏まえ、指導案を見直す必要がある。

(2) いじめの積極的な認知に向けた教育相談の充実

ア いじめの積極的な認知

ICTを活用する等、アンケートの実施方法を工夫したり、アンケートと教育相談を組み合わせ、計画的に実施したりするなど、いじめの積極的な認知に向けた各学校の好事例を、指導主事やいじめ対策推進教諭が学校訪問等を通じて収集・周知した。

イ 相談しやすい環境づくり

教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等により、教育相談に係る教員の資質向上を図り、多くの学校が、児童生徒全員を対象とした教育相談を複数回実施している。また、児童生徒が相談したい教員を選択できるようにしている学校や、校内に投書箱を設置し、悩み等があるときに相談できるようにしている学校等、児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めている学校もある。

さらに、令和7年1月には、小・中学校等の児童生徒のタブレットのホーム画面に、24時間相談できる窓口につながるアイコンを追加した。

ウ 今後の課題

児童生徒が相談しやすい環境づくりや人間関係づくりをさらに推進するため、引き続き、教育相談の充実に向けた各学校の工夫を収集・周知する必要がある。

(3) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着

ア 情報引継ぎ

情報引継ぎを行うに当たって、「引継ぎ対象の児童生徒の一覧を作成し管理している」など、引継ぎ資料を有効に活用している学校の事例を、いじめ対策推進教諭が全校を訪問して周知するとともに、情報引継ぎに係る留意点等を各園・校長会で周知した。その結果、計画的に引継ぎシートを記入する時間を確保したり、年度替わりの引継ぎだけでなく日頃の教員間の会話から児童生徒の情報を共有したりする等、教員が計画的に引継ぎシートを作成することができるよう工夫を多くの学校が取り入れている。

イ 学校間の連携

幼保小連携や小中連携では、継続的にお互いの授業や活動を観察し、話し合うことで、こども理解を深めるだけでなく、園や学校におけるお互いの指導方法の理解が深まり、教職員がこども理解に必要な情報を共有しやすくなった事例があった。

ウ 今後の課題

学校間の引継ぎ資料をすぐに活用できる保管の仕方や、教員が日常的に引継ぎ資料を活用できる仕組みづくり等について、引き続き、各校の工夫を収集・周知する必要がある。

(4) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実

ア 各学校の取組

小学校では、児童会が、「いじめをなくし、みんなが仲良くする」ことを目的に「にこにこすごろく」を作成し、「クラスのいいところを10秒で言おう！言えた数だけ進もう」等、各学年の児童が考えたマスの内容を取り入れ、児童同士で遊び、交流を深めた事例があった。

中学校では、生徒会執行部が中心となって「いじめをなくすための授業」の指導案を作成し、各学級の代議員が授業を進行することで、各学級の生徒が主体的に授業に参加し、自己理解や他者理解を深めることにつながった事例があった。

イ 「全国いじめ問題子供サミット」等への参加

己斐中学校の取組※について、文部科学省主催の「令和6年度全国いじめ問題子供サミット」において生徒会代表の生徒がポスターセッションを行った。

※ 学校のグランドデザインにある4K（気づく・考える・関わりあう・行動する）を達成し、いじめを防止することを目的として、生徒会執行部が17の行動目標（4KGoals）とオリジナルのピクトグラムを作成し、全校生徒が一丸となって主体的にいじめ防止に取り組んでいる。17の行動目標を活用して年度当初に各学級のいじめ防止宣言と生徒一人一人の行動目標を決定し、年間通して振り返りを行うことで、自身の肯定的な変化に気づき、自己効力感を高めることにつなげている。

また、広島市PTA協議会主催の「いじめ防止プロジェクト『つなげる心』」では、中学生56名が参加し、チャットを活用したグループディスカッションを行い、いじめを防止するために自分たちにできることを考えた。参加した生徒からは、学校で主体的にいじめ防止の取組を進めたいといった感想が出された。

ウ 今後の課題

各学校の児童生徒による主体的ないじめ防止の取組をより充実させるため、引き続き各校の好事例を収集・周知していく必要がある。

2 令和7年度の取組の方向性について

(1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進

教職員の更なる資質向上と各学校における組織的な取組の推進を図るため、「支持的風土の醸成された学級づくり」に向けたハンドブックと、別冊「学校実践編」「学校実践編Ⅱ」「学校実践編Ⅲ」を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で活用する。また、各学校の取組状況等についてさらに情報収集し、好事例については、令和8年度に向けて、ハンドブックの実践事例の中に加えていく。

ライフスキル教育については、各学校における取組の一層の推進を図るため、これまでに蓄積した実践事例（年間計画の作成例を含む）を、いじめ対策推進教諭の定期訪問を通して周知するとともに、生徒指導主事を対象とした集中研修で講師を招き、専門的な知識や理解を深められる内容を実施する。

MLB教育については、小・中学校において、改訂した指導案を活用した授業の実施を着実に推進することに加え、高等学校での実施において、一層充実した指導となるよう、これまでの実践を踏まえ、指導案の改訂を行う。

(2) いじめの積極的な認知に向けた教育相談の充実

引き続き、教育相談の一層の充実に向けて、アンケートや教育相談によるいじめの積極的な認知の視点で、ICTを活用したアンケートの工夫や教育相談の年間計画等、各校の実践事例をいじめ対策推進教諭等による訪問の際に収集し、好事例を研修等で周知する。

また、「チーム学校」として組織的な教育相談体制の整備が進むよう、生徒指導主事と教育相談・支援主任を対象とする合同研修で、各学校の課題とその解決の手立てを考える機会を設ける。

(3) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着

本市の園・学校における「切れ目のない情報引継ぎ」の一層の定着を図るため、令和6年度末に実施している幼稚園・保育園等から高等学校等までの情報引継ぎの実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて必要な改善を行うとともに、情報引継ぎに係る留意点等を各園・校長会で周知する。

また、引継ぎ資料の活用についての充実を図るため、学校間の引継ぎだけでなく、校内における

学年間や関係教職員間での引継ぎ資料の活用について、保管方法等も含めて好事例を収集・周知する。

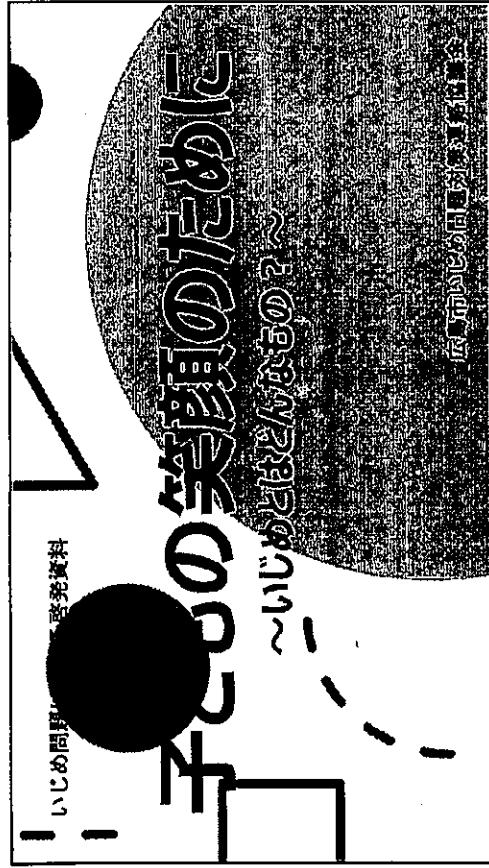
(4) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実

文部科学省主催の「全国いじめ問題子供サミット」や市PTA協議会主催の「いじめ防止プロジェクト」への積極的な参加を検討するとともに、引き続き、各学校の児童会・生徒会の取組（小中連携による取組を含む）について情報収集し、好事例について周知を図る。

【参考】いじめ防止対策に係る学校の取組状況

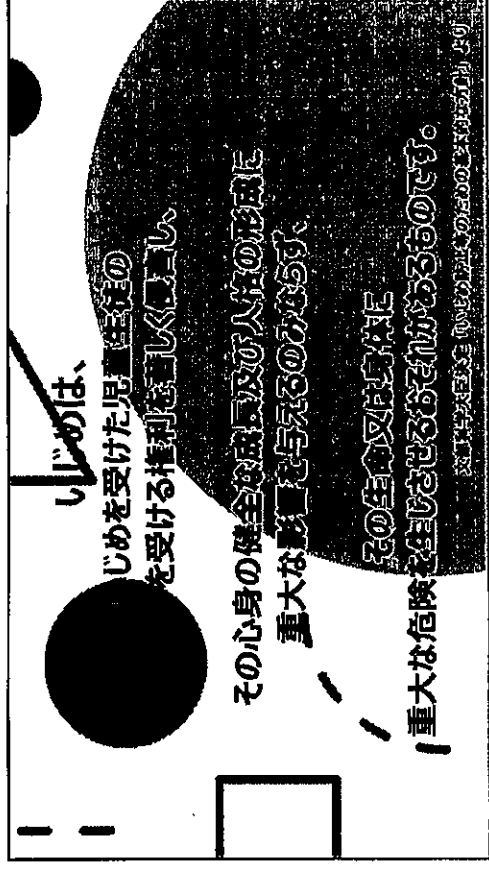
取 組 項 目	取 組 内 容
(1) 教員と児童生徒との信頼関係の構築	
安心して生活できる学校づくり	○ 管理職や生徒指導主事等が「支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブックや別冊「学校実践編」「学校実践編Ⅱ」を活用し、年度始めや長期休業期間等に研修を行い、支持的風土を醸成するための実践について共通理解を図った。 ○ 長期休業期間中の校内研修で、全教員が各学級を巡り、学級担任から掲示物等の環境づくりの工夫を聞き、その後、支持的風土の醸成された学級づくりの推進に必要な取組等について話し合い、共通理解を図った。 ○ 年間を通して朝に「語りの時間」を設け、児童一人一人に自らの思いを語らせる取組を行った。児童から「思いが言える」「聴いてもらえる」「興味を持ってもらえる」「理解してくれる」等の感想があり、自己効力感の高まりに加え、学級に対する安心感の高まりが見られた。
教員の感性・人権感覚等の向上	○ 管理職等による若手教員の人材育成を目的とした研修を行った。 ○ 生徒指導主事が生徒指導協議会や生徒指導主事研修等で学んだ内容を校内研修で伝達した。 ○ キャリアカウンセラーを講師に招き、会話による関係づくりをテーマに人権教育の校内研修を行った。
学校の考え方等の発信・周知	○ 全学級の保護者にいじめ防止の取組に対する理解と協力を得るために、学級懇談会において啓発資料等を配付し、担任から学校の組織的対応について周知した。 ○ 学校いじめ防止基本方針に加え、学校だより、校長通信、生徒指導だより等、いじめ等の生徒指導に関する内容を記載したものをホームページや Google クラスルーム等を通じて発信した。また、ホームページにこれらの情報を掲載した際には、メールで保護者に周知した。
(2) いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応	
未然防止	○ 教室整備について学校全体で共通理解を図り、きれいな環境を保つことで、児童生徒が落ち着いて生活できるようになった。また、教員は教室環境の変化や児童生徒の心の変化に気づきやすくなった。 ○ 年間を通して縦割り活動を行い、高学年がリーダーとなり清掃活動や遊び交流で下級生の見本になることで、下級生が望ましい行動を身につけることができた。
心の参観日	○ 弁護士を講師に招き、「SNSのいじめ」について講話を聞いた。 ○ 「OMO I Y A R I 音楽会」を実施し、児童、教職員、保護者、地域住民等が思いやりについて意見交流を行う機会を設けた。 ○ 看護師や助産師を講師に招き、「命の大切さ」について講話を聞いた。 ○ 人権擁護委員を講師に招き、「共生社会」をテーマに講話を聞き、心のバリアフリーについて学習した。 ○ 元客室乗務員を講師に招き、「相手を想う心」について講話を聞いた。 ○ その他、学校が設定したテーマに沿って、介護福祉士、弁護士、動物園飼育員等、様々な立場の講師を招聘し、相互理解やウェルビーイング等について学んだ。

児童会・生徒会	○ 執行部が各学年にポストを設置し、「ありがとうの手紙」を投函できるようにした。ポストに投函された手紙は執行部が各学級の児童に届け、手紙をもらった児童一人一人の自己有用感を高めた。 ○ 執行部を中心にいじめ防止のための授業を計画し、執行部がビデオ放送を活用したり各学級の生徒の前に立ったりして授業を進め、いじめを許さない心を醸成した。 ○ 縦割り班で大きな絵を描く活動を通して、児童一人一人が役割を考えて活動し、達成感や所属感を味わえるようにした。
早期発見	○ アンケートや教育相談に加え、教員が毎月「いじめ発見チェックシート」を活用して児童生徒を観察し、いじめの兆候やサインを見逃さないようにした。 ○ 校内に「先生あのねBOX」や「いつでも教育相談ポスト」等の名称で投書箱を設置し、児童生徒が困った時にいつでも相談できるようにした。 ○ 校長、教頭を含めた全教職員で休憩時間等の見守り体制を整え、生徒の様子を観察する中で、生徒の困り感等をすぐに把握し、対応できるようにした。
(3) 校内組織体制の構築	
組織的な対応	○ 2週間に1回の頻度で、放課後に全教職員で情報共有会を実施し、今後の指導方針について共通理解を図り、その後、教員が児童の情報を記録する時間を設けた。 ○ 月に2回の頻度で、放課後に全教職員で児童の支援方法等、生徒指導の悩みについて話し合う機会を設けることで、教員間の同僚性が高まり、報告、連絡、相談をしやすい関係づくりが進んだ。
(4) 地域との連携の推進	
情報の発信	○ 学校運営協議会で、校長がいじめ防止の取組等について具体的に説明した。 ○ 学校地域連絡会を年間5回実施し、児童相談所職員、警察官、地域支えあい課職員、スクールカウンセラー等と情報を共有した。
地域と連携した取組	○ 月に2回、登校時に生徒と地域と一緒にあいさつ運動を行った。 ○ 地域の老人会の方と児童がグランドゴルフ交流会を行った。 ○ 「まちたんけん発表会」に訪問先の事業所の方を招いて学習成果を発表した。 ○ 学校行事等に参加した地域の方に書いていただいた生徒に対しての肯定的なメッセージを、写真と一緒に学校に掲示した。 ○ ふれあい活動推進協議会において、あいさつの標語を中学校区の全児童生徒から募集し、各校の優秀作品を選び、のぼり旗にして各校に設置した。 ○ 地域の作業所へ出向いて交流会を行い、障がい者に対する理解を深めた。 ○ 民生委員児童委員協議会と連携し、定期的に民生委員・児童委員等があいさつ運動や校内巡回を行い、児童に関する情報共有を進めた。



- 保護者の皆様。
- 皆さんは、いじめを受けたことがありますか。逆にいじめをしてしまったことはありませんか。
- 子どもたちをいじめから守り、子どもが笑顔で毎日を過ごせるようにするためには、子どもの周りの大人の協力が不可欠です。
- 保護者の皆様にも、いじめ防止対策推進法を正しく理解していただき、一緒に子どもの笑顔を守りたいと思います。

別添資料①



- シートを読む
- つまり、いじめを軽く見るのではなく、どんないじめも見逃さず、早い段階でいじめを受けた児童生徒を守るようにしましょうということです。

いじめは、
も、どの学校でも、起きているものである」と
という共通認識をもたせ、
社会全体で、
子どもたちを見守り、健やかな成長を促すため、
学校関係者と家庭、地域との連携が重要です。
より多くの大人が、
子どもの悩みや相談を聞き止めることができるようになるため、
学校と家庭、地域がしっかりと協力してまいります。

文部科学省「いじめ防止対策推進法」第14条第1項

○シートを読む

○そのため、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識をもつことが重要です。

○このように、子どもの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるように、広島市では関係機関が集まっていじめ問題について話し合う協議会があります。

広島市いじめ問題対策連絡協議会とは

構成組織

「広島市教育委員会」「広島市立小・中・高等学校長会」
「広島市児童相談所」「広島法務局」
「広島県臨床心理士会」「広島県警察」
「広島市PTA協議会」「広島市弁護士会」
「広島市医師会」「広島県社会福祉士会」
「広島市保健委員会」計11機関及び団体

活動内容

いじめの未然防止、いじめの早期発見及び認知したいじめへの対応について協議

参考

いじめ防止対策推進法第14条第1項

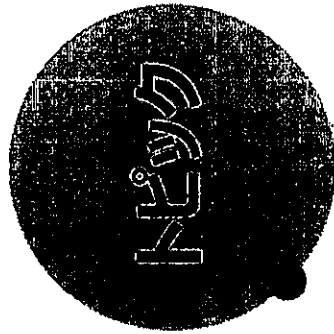
令和4年度版
カードを配布

○それは、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」です。

○計11機関及び団体で、年数回集まり、いじめを未然に防止したり、いじめを早期に発見、対応したりすることについて協議しています。

○私たちの活動の1つとして、子どもたちがいじめ等の悩みを相談できる電話番号やLINE等を紹介したカードを配布しています。

○今日は、「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめについて一緒に考えていけたらと思います。よろしく願います。



- 1 いじめとは？
- 2 いじめの構造
- 3 子どもを守るために
- 4 ネット上のいじめ
- 5 いじめのサイン

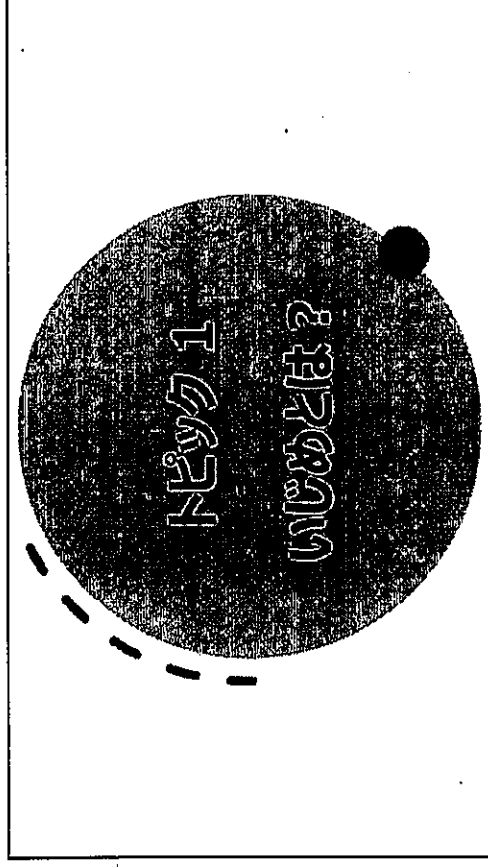
○お話させていただく、トピックです。

○まずは、いじめは社会問題の1つとして、ニュースや新聞で報道されているのをよく目にします。そもそも、いじめとは、法律でどのように定義されているのでしょうか。「1 いじめとは？」と「2 いじめの構造」というトピックで改めていじめについて説明します。

○次に、いじめ防止対策推進法で、子どもを取り巻く大人たちがするべきことが書かれています。そこで、「3 子どもを守るために」「4 ネット上のいじめ」について、いろいろな立場の大人の役割について説明します。

○最後に、子どもをいじめから守るために、いじめのサインをキャッチし適切に対応することが求められています。

○しかし、子どもが発するサインは本当に小さなものもあります。そこで、「5 いじめのサイン」とは、どんなものがあるか、説明したいと思います。



○まずは、「いじめとは？」です。

○平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法律の中で「いじめ」が定義されました。

いじめ防止対策推進法 第2条 より

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

行為の対象となった児童生徒が 心身の苦痛を感じているもの

- 法律の言葉になっているので、少し難しいですが、要するに「（シートを読む）」は、いじめだということです。
- 以前は、「いじめ」を説明する際に、「弱い者いじめ」と表現されていたように、「弱い者に対して」や「継続的に」「一方的に」「攻撃」などの言葉が使われていました。
- このように、これまで「いじめ」は、その行為がどのくらい悪質かで判断されていました。
- しかし、本来学校教育においては、悪質な行為を見つけて指導することよりも、悩んだ子どもをできるだけ早く見つけてその子どもを適切に支援することが大切で、最優先で行わなければなりません。
- こうしたことから、「いじめ」は、皆さんが子どものところとは変わってきていて、いじめを受けている子どもを守るため、子どもが何に悩んでいるのか、その悩みが小さな時から、大人が適切に悩みに気付けて支援できるように定義されています。そのため、いじめは広くとらえられるようになりました。

無視をされる。



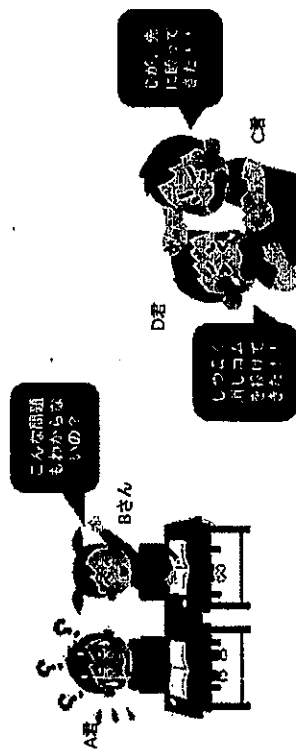
叩かれたり、蹴られたりする。



行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

- 例えば、このように、「無視をされる。」「叩かれたり、蹴られたりする。」「というのは、その訴えがあったり、その様子を教員が見たりすれば、いじめだと認知し、対応をしています。
- まさに、これらの行為は、「行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」なので、いじめだと捉えて対応します。

行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの



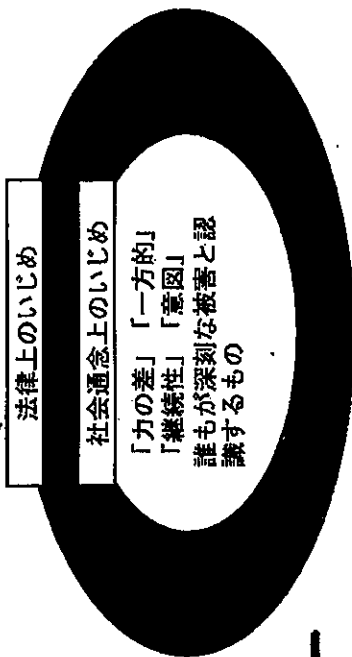
○加えて、現在、学校では、例えば、こんなものいじめではないかと積極的に認知しています。

○「授業中に先生に指名されたが答えられないA君にBさんが『こんな問題も分らないの』と言いました。A君は、ショックを受けて下を向いてしまいました。」Bさんは何気なく言ったことかもしれませんが、A君はショックを受けています。これも、いじめとして認知します。

○さらに、けんかの場です。「C君は、D君に消しゴムをちぎって投げ、D君は何度も止めてと言いましたがC君は繰り返し消しゴムをぶつけてきました。ついにD君は頭にきてC君を叩きました。するとC君は『叩いたな』といってD君とケンカになりました。その後、担任が事情を聞くと、C君は、『D君が最初に殴ってきて、嫌だった。』と話した。D君は、『C君がしつこく消しゴムを投げてきて嫌だった』と話した。両方が、叩き合ったケンカですが、お互いに心身の苦痛を感じており、双方のいじめとして認知します。

○そのほかにも、善意から行った行為、例えば、励ましのつもりで言った『もっと頑張れよ！』の声かけであっても、受け取る側の児童生徒の伝え方によっては、いじめの可能性を疑い対応します。このように、相手を傷つける意図はない行為であっても、いじめと認知する場合もあります。

これっていじめ？



法律上のいじめ

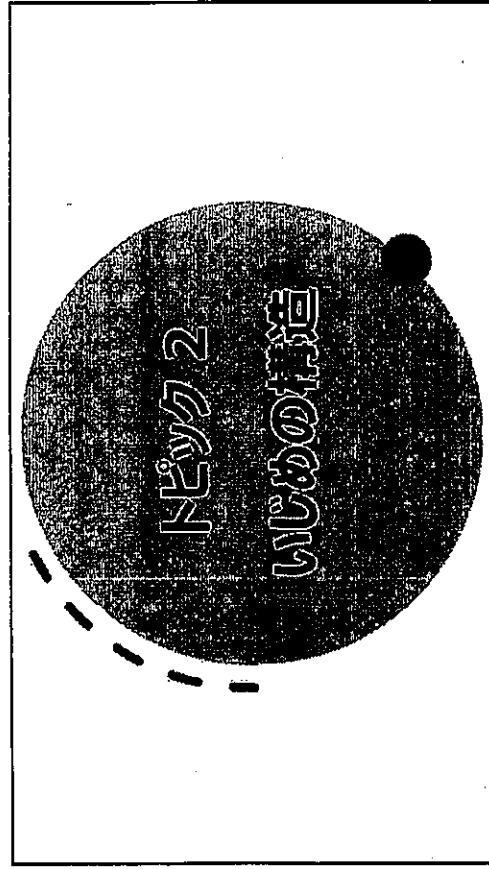
社会通念上のいじめ

「力の差」「一方的」「継続性」「意図」
誰もが深刻な被害と認識するもの

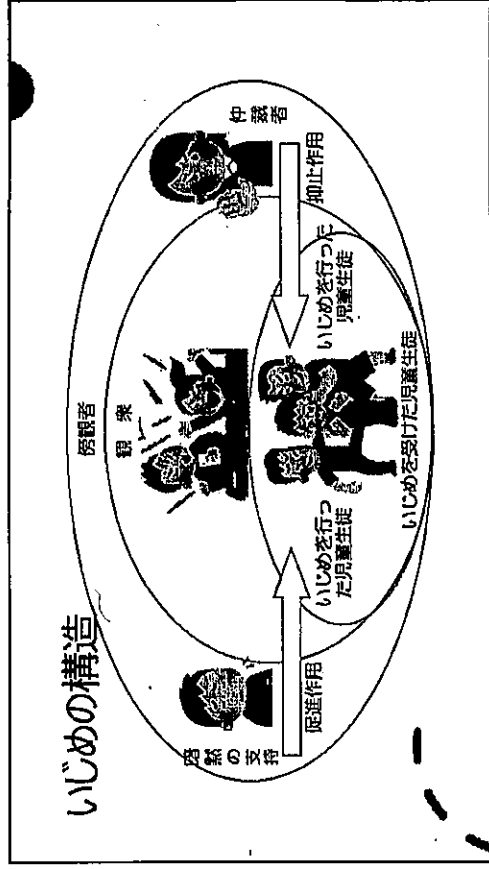
○したがって、社会通念上、「力の差」だったり、「一方的」だったり、「継続性」「意図」など、誰もが深刻な被害と認識するような行為、攻撃を「いじめ」ととらえてしまいがちですが、現在の学校では、行為を受けた子どもがどのように受け止めたかでいじめをとらえるので、広くいじめを認知した上で、いじめの取組を行っています。

○もちろん、犯罪行為に当たらないいじめの行為など、毅然と対応しなければならぬものもありますが、学校の取組においては、いじめを行った行為に対して、「いじめだ！！」と言って、その行為を行った児童生徒を厳しく指導することが取組の目的ではなく、いじめを受けた子どもが深刻な状態にならないようにすることを目的としています。

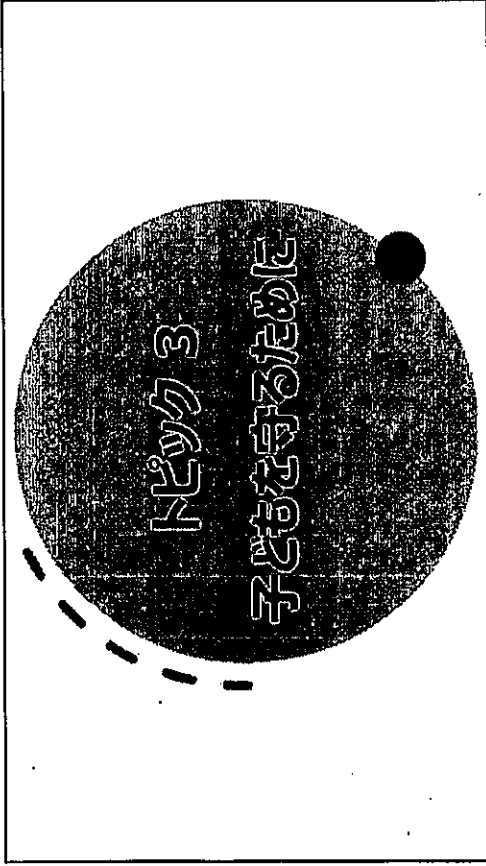
○どのような行為であっても、それを受け止めるのは子どもです。どのように受け止めるかはその人にしかわかりません。だからこそ、全ての大人が、広くいじめだと認知することで、いじめが、いじめられている子どもにとって、重大なことになってしまいうまえて、いじめを受けた子どもを守り、不安を取り除くようにすることが重要なのです。



○次に「いじめの構造」です。いじめは、「いじめる」「いじめられる」の2つの視点で考えがちですが、学校では次のように考えます。



○クラスでいじめが起こったときに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけでなく、「観衆」と呼ばれる、いじめの加害行為やいじめを行っている児童生徒をやし立てる者がいます。そして、その周辺にいる人を傍観者と言いますが、傍観者の中に、いじめを知っているが何もしない「暗黙の支持」と、いじめを止めようとする「仲裁者」に分けられ、合計5つの立場が存在します。○したがって学校は、いじめを認知した場合、いじめを行った児童生徒だけでなく、それをやし立てる「観衆」、知っていないが何もしない「暗黙の支持」も、いじめに加担する行為として、指導を行うようにしています。○そして、仲裁者が増えるように、指導していかなければなりません。



- では具体的に、いじめから子どもを守るために、何ができるのか、何をしなければいけないか。
- いじめ防止対策推進法から、子どもに関わっている大人、特に学校と保護者の役割について説明します。

学校は

未然防止の取組

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・児童会、生徒会 など

早期発見の取組

- ・防犯相談
- ・アンケート など

適切かつ迅速に対応

- ・学校いじめ防止委員会
- ・学校いじめ防止基本方針 など

いじめ防止対策推進法第8条 より
(学校及び学校の教職員の責務)

- まずは、学校の役割、責務です。
- 学校では、そもそもいじめを生まない集団づくりの取組などの「未然防止の取組」、また、教育相談などで子どもたちの悩みを素早くキャッチする「早期発見の取組」、さらに、いじめをキャッチしたときの、「適切かつ迅速に対応」する取組、の3つの取組を行います。
- そして「適切かつ迅速に対応」するために、いじめ防止対策推進法では2つ定められています。
- 1つは、「学校いじめ防止委員会」の設置です。いじめに対応するのは、先生個人ではなく、組織で子ども一人一人を守るようにしています。学校には、担任、管理職などの教職員以外にも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知識を持つ職員もいます。こうした職員とも連携し学校全体で子どもを守ります。
- そして、2つめは、「学校いじめ防止基本方針」を定めることです。学校は、この学校いじめ防止基本方針に従って、いじめに対する取組を行います。
- 詳しくは、学校のホームページなどで確認してみてください。
- このように、学校では大きく3つ、「未然防止」「早期発見」「適切な対応」を行います。
- しかし、学校だけで全てのいじめを解消することは難しいのも事実です。
- そこで、このいじめ防止対策推進法第8条の中で、
(クリック)

学校は

保護者、地域住民、
児童相談所その他の関係者
との連携を図りつつ・・・

いじめ防止対策推進法第8条 より
(学校及び学校の教職員の責務)

○学校は、「保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りましよう」と書いています。

○保護者との連携は、いじめの未然防止や早期発見という意味でも欠かすことができないことはもちろんですが、子どもがSOSを発信する場所が学校とは限らないので、SOSをキャッチするという観点からも、保護者や地域住民との連携はとても大切です。

○また、いじめを行った児童生徒への指導について、学校は、いじめの行為に対して毅然とした態度で対応を行います。その立ち直りに向けたサポートや保護者への助言など、学校だけでは対応が難しい場合があります。そのようなときは、児童福祉の専門機関である児童相談所等と密接に協力することが大切になります。

○さらには、事実認定や、いじめを行った児童への指導という観点から、積極的に警察と連携するようにし、場合によっては、司法関係の機関とも連携する場合があります。

○このように、学校は、学校だけでいじめの被害から子どもたちを守るのではなく、我々、関係機関と連携することで、より効果的に対応できるようにしています。

保護者は

いじめをしないように
指導してください。

いじめから守って
ください。

国、教育委員会、学校が
行ういじめの防止等の取
組に協力してください。

いじめ防止対策推進法第9条 より
(保護者の責務等)

○そして、いじめ防止対策推進法には、保護者の責務についても、書かれています。これも大きく分けて3つの役割があります。

○まずは、お子様がいじめを行わないようにご家庭での指導をお願いします。皆さんも、お子様に対して日頃から、「友達が嫌な気持ちにならないように考えて行動するんだよ」などと声をかけていることと思います。こうした声掛けが、いじめ防止につながると考えています。

○次に、お子様がいじめを受けているなど思ったら、いじめから守って下さい。いじめの行為に対して一人一人の子どものように受け取るかは人それぞれです。子どもに寄り添って、しっかりと言い分を聴いて子どもを守ってください。

○そして、国、教育委員会、学校が行ういじめの取組に協力をお願いします。

○ご家庭でのお子様の様子と、学校での様子をお互いに情報共有することがいじめの防止につながると考えています。

トピック 4 ネット上のいじめ

○このように、学校は、いじめの対応について、法律に従って取組を行っています。

○この法律の中で、ネット上のいじめについての条文があります。

○「いじめ」は、インターネットを通じて行われるものでも、学校はいじめを積極的に認知し、解決に向けて取組を行います。

○しかし、ネットへの書き込み等は学校生活の場面で行われているわけではないので、いじめの証拠となる投稿が削除されたり、発信者の特定ができなかったりと、この対応については、保護者の協力が欠かせません。

○こうしたことから、法律でも学校の役割と、保護者の役割について決められています。

学校は、児童生徒やその保護者に、必要な啓発活動を行います。

児童生徒又はその保護者は、情報の削除を求めたり、発信者情報の開示を請求したりするときは、必要に応じ、法務局等の関係機関の協力を求めることができる。

いじめ防止対策推進法第19条より
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の整備)

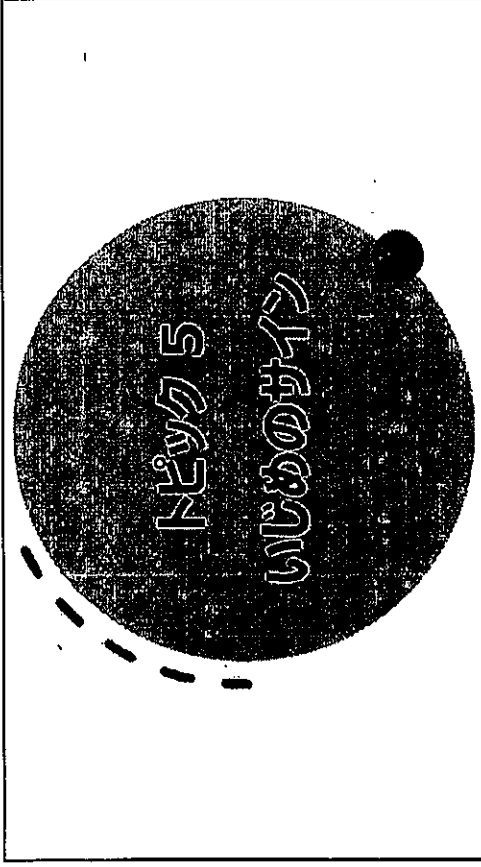
○インターネットを通じて行われるいじめについても、学校に相談があった場合、積極的にいじめだと認知し、取組を行います。

○学校は、いじめの加害行為が止むように、いじめを行っている児童生徒を指導したり、いじめを受けた児童生徒を支援したりしています。

○しかし、インターネット上に掲載されている悪口を完全になくすることは難しい場合があります。また、加害行為としての書き込みを行っている人を特定することが難しい場合もあります。

○そのような時でも、インターネット上でいじめを受けた児童生徒又はその保護者であれば、インターネット上に書き込んだ悪口等の削除や、書き込みを行った人の情報の開示を求めて、法務局や警察などの関係機関に協力を求めることができます。

○拡散等の危険を防ぎ、インターネットによるいじめに悩んでいる子どもたちを守るためにも、早急な相談と、関係機関への協力要請が必要です。



- 最後に、いじめのサインについてです。
- 最初にも言いましたが、いじめは身体や生命に重大な危険を生じさせるものとして、子どもに関わる全ての大人が子どもが発する小さなサインを見落とすことなく、大きな影響を及ぼす前に適切な支援を始める必要があると考えます。
- そこで、保護者の方にも協力をしていただきたいと思います、自宅において見つけることのできる小さなサインの具体をお伝えしたいと思います。

「いじめ」を受けていませんか？

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 学校や友達の問題がへった。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 服が汚れていたり、やぶれていたりする。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

- まずは、いじめを受けているかもしれないという視点で子どもが発するサインです。
(シートを読む)
- などがあります。

「いじめ」をしていますか？

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。
- ☐ 言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。
- ☐ おこづかいでは買えないものを持っている。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○次に、わが子がいじめをしているかもしれないという視点でのサインです。
(シートを読む)
○などです。

「あれ？」もしかして思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないでいきましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめられている人が悪いわけではなく伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
 - 「無視しなさい」「大したことではない」「あなたも悪いところがある」
 - 「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○そして、「あれ？」もしかして思ったら・・・」
(シートを読む)

○そして、お子様がいじめについて話をしたら、まずは、「よく言ってくれたね。勇気を出してくれたね。」とお子様を認めて、嫌なことがあったらどこでもだれにでも相談できるんだという安心感を与えることが重要だと考えます。

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

I いじめの相談をすることができます。

「いじめ110番（広島市教育委員会）」
・・・082-242-2110

「ヤングテレホン広島（広島県警察）」
・・・082-228-3993

「こどもの人権110番（広島法務局）」
・・・0120-007-110

「こどもでんわそうだん（広島弁護士会）」
・・・090-5262-0874

II 子ども・家庭に合わせた支援をします。

児童相談所・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○そして、「あれ？」もしかしてと思ったら、まずは学校に相談してください。

○ご家庭で聞いた内容を、できるだけ具体的に学校と情報を共有し、学校がキャッチしていることと合わせて、お子様が安心できる環境を整えていきましょう。

○また、その他にも、教育委員会や警察など、子どもやその保護者が抱える様々な悩みに対して相談できる機関があります。

○子どもを守るのは、保護者だけでなく、学校だけでもありません。私たち大人がみんなで、社会全体で守るものです。
○心配なことがあったら、ささいなことでも結構です。まずは相談してください。

○そして、皆さんの大切なお子さんの笑顔を守るために、私たち大人が協力し合って対応していきましょう。